

療養病床の転換を円滑に進めるための介護老人保健施設等 の施設基準の見直しに係る諮問について

I これまでの経過

- 療養病床の問題は、昭和48年の老人医療費無料化以降、病院が高齢者介護の受け皿となってきた「社会的入院」問題として、30年来の懸案となっていたもの。
- 療養病床の在り方については、医療提供体制及び医療保険・介護保険の両面にわたって一体的に見直し、療養病床を医療の必要性が高い患者を受け入れる病床に再編成する改革を進めることとし、平成18年2月に国会提出した「健康保険法等の一部を改正する法律案」に「介護療養型医療施設を平成23年度末をもって廃止すること」等を内容とする介護保険法等の改正を盛り込み、当該法律案は、平成18年6月に可決・成立したところである。
- 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床については、医師の指示の変更がほとんど必要のない者も利用している実態があることから、
 - ① 医療の必要性の高い者を受け入れる病床に限定して医療保険で対応するとともに、
 - ② 医療の必要性の低い者については、こうした者が利用している療養病床を平成24年3月31日までの間に介護老人保健施設等に転換することにより、再編成を進めることとしている。
- このような基本方向に沿った療養病床の転換を進めるため、平成18年7月には、平成23年度末までの経過措置として、介護療養型医療施設について、医師、看護職員の配置が緩和された「経過型介護療養型医療施設」等を

創設するとともに、介護療養型医療施設及び医療療養病床から転換する場合に限り、介護老人保健施設の設備基準を緩和したところである。

II 諮問の内容

(1) 基本的な考え方

- 今般、療養病床の一層の転換促進を図るために、以下のとおり、介護老人保健施設等の設備基準の見直しを行うこととする。
 - ① 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の改正
 - ・療養病床を有する病院から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
 - ・療養病床を有する診療所から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（療養室の面積、廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
 - ・一般病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人保健施設の設備基準（療養室の面積、廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
 - ・転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合の当該病院・診療所との診察室の共用
 - ② 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の改正
 - ・療養病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人福祉施設の設備基準（廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設
 - ・一般病床を有する病院・診療所から転換する場合の介護老人福祉施設の設備基準（廊下幅、食堂・機能訓練室の面積）に係る経過措置の創設

(2) 具体的な設備基準の改正内容

介護老人保健施設における経過措置

- 療養病床を有する病院から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ② 機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とする。
※ 療養病床を有する病院から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設については、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 療養病床を有する診療所から転換した介護老人保健施設については、
 - ① 療養室の面積基準は、1人当たり6.4㎡以上
 - ② 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ③ 食堂・機能訓練室の面積基準は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。
※ ①の面積基準については、平成23年度末までの経過措置とする。
※ 療養病床を有する診療所から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設についても、食堂は1人当たり1㎡以上、機能訓練室は本体施設の機能訓練室を利用することで可とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人保健施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

- 転換した介護老人保健施設が病院・診療所と併設している場合、当該病院・診療所との診察室の共用を認めることとする。

介護老人福祉施設における経過措置

- 療養病床を有する病院・診療所から転換した介護老人福祉施設は、
 - ① 廊下幅の基準は、内法1.2m以上（両側に居室がある場合、内法1.6m以上）
 - ② 療養病床を有する病院から転換する場合は、
 - ・食堂の面積基準は、1人当たり1㎡以上
 - ・機能訓練室の面積基準は、40㎡以上とし、療養病床を有する診療所から転換する場合は、「食堂＋機能訓練室の面積基準は1人当たり3㎡以上」又は「機能訓練室が40㎡以上（食堂が1人当たり1㎡以上）」とする。

- 一般病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合も療養病床を有する病院・診療所から介護老人福祉施設に転換する場合と同様の経過措置を認めることとする。

短期入所生活・療養介護（介護給付・予防給付）における経過措置

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設の設備基準の見直しにより、（介護予防）短期入所生活介護（特別養護老人ホームであって、入所者によって利用されていない居室を利用して短期入所生活介護の事業を行うものに限る。）・（介護予防）短期入所療養介護についても、それぞれと同様の経過措置の適用を受けることとなる。